

# よくあるご質問



Q

事業完了日とはいつですか？

A

物品の購入や割増賃金等の支払いが完了した日です。

Q

補助対象期間について、令和5年12月29日以降に事業完了し、令和6年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症の対応において想定されないかかり増し費用を助成するとはどういうことですか？

A

今回の補助対象事業は令和5年度に発生した新型コロナウイルス感染症の対応へのかかり増し費用となり、令和5年度は12月28日までの事業完了分を補助しました。そのため、令和6年度は12月29日以降事業完了分から令和6年3月31日まで対応分を助成いたします。

## 【例】



| 感染対応期間      | 事業完了日 | 補助対象 | 備考             |
|-------------|-------|------|----------------|
| 12/15～12/20 | 12/28 | 対象外  | ・R5事業で補助済      |
| 12/15～12/20 | 12/29 | 対象   | ・12/29以降完了から対象 |
| 3/20～3/31   | 4/10  | 対象   | ・3/31対応分まで対象   |
| 3/20～4/1    | 4/10  | 一部対象 | ・3/31対応分まで対象   |

Q

基準単価（上限額）は令和6年度分として新たに設定されますか？

A

本補助金は令和5年度の事業が対象となり、基準単価（上限額）は令和5年度分を引き続き使用します（令和5年度の残額分が使用可能となります）。

Q

添付書類の『支出内訳及び支出に関する証拠書類』とはなんですか？

A

この補助金の対象となる支出について、確認する資料です。  
【支出内訳】には費目別に一覧表を作成し番号を付けます、【支出に関する証拠書類】には一覧表に記載した根拠資料（領収書の写し等）を付けていただきます。  
任意様式で構いませんので、記載例を確認のうえ作成ください。

Q

購入しても対象外になるものはありますか？

A

パーティーション、パルスオキシメーター、ごみ箱、消毒用ボトル等、汎用性が高く本事業終了後も使い続けられるような備品は対象外になります。